

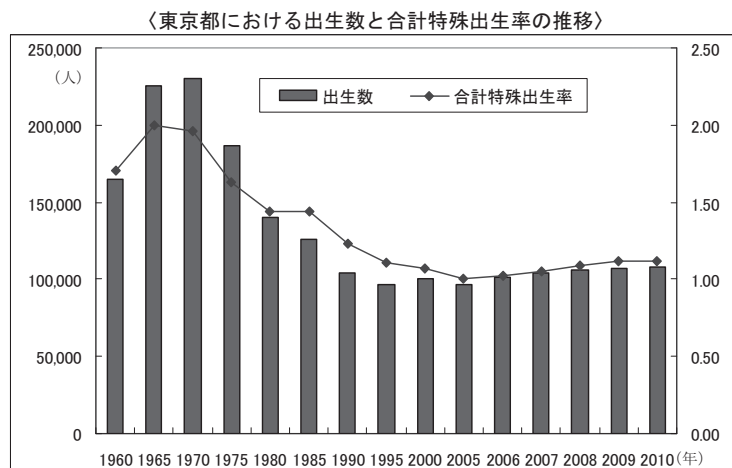
第1 子供が健やかに生まれ、育まれる社会 を目指します

<子供家庭分野>

(子供と家庭を取り巻く状況)

- 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大しています。また、産業構造、就業環境の変化により、就業形態が多様化し、子育て家庭のニーズが複雑化しています。特に、東京のような大都市では、このような状況が顕著になっています。

- 同時に、少子化が急速に進行しています。合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録しました。平成22年には1.12まで増加していますが、依然として低水準で推移しています。



- 少子化の背景には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われてはいますが、もとより、結婚や出産は個々人の価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありません。
- しかし、いかなる時代にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

(都の取組)

- 平成17年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成17～21年度)を策定し、子供と家庭の健やかな暮らしのためにさまざまな施策を展開してきました。
- その成果やこの間の社会情勢の変化なども踏まえ、平成22年4月、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」を策定しました。

次世代育成支援東京都行動計画（後期） 5つの目標

- ・ 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- ・ 仕事と家庭生活との両立の実現
- ・ 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- ・ 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- ・ 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

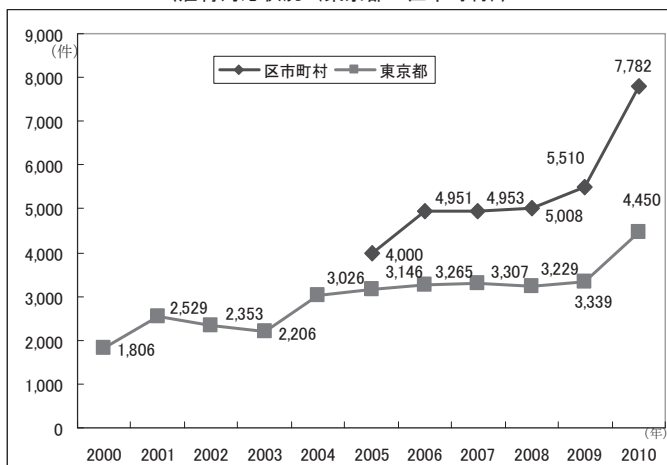
○ また、平成 21 年 7 月に「少子化打破・緊急対策本部」を設置し、保育、医療、雇用、住宅など、これまで別個に展開されてきた施策を束ね、各分野の施策に横串を通すとともに、新たな発想に立って、子育て家庭が選択できるサービスの拡充に向けた検討を行い、平成 24 年度までの 3 か年で集中的に取り組む「少子化打破」緊急対策を、平成 22 年 1 月に取りまとめました。

○ これらの計画に基づき、保育サービスの拡充に努めた結果、平成 23 年 4 月の都内の保育サービス利用児童数は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業をあわせ、前年から 8,890 人増加し、202,422 人となりました。

その一方で、待機児童数は、前年と比べ 580 人減少し、都全体で 7,855 人となっています。4 年ぶりに減少したものの、依然として多くの待機児童がいる状況であり、その解消に向けて更に保育サービスの拡充を図っていくことが必要です。

○ 児童相談所における平成 22 年度の児童虐待対応件数は 4,450 件、子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、7,782 件となっており、それぞれ前年度と比べ 1,111 件、2,272 件の増となっています。

〈虐待対応状況（東京都・区市町村）〉



○ これは、地域や関係機関の児童虐待への認識が高まった現れとも言えますが、早期発見と未然防止の取組強化がなお一層求められています。

○ 虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援などに至るまで、

学校・幼稚園・保育所や、先駆型を始めとした子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じて適切に取り組むことが重要です。

- また、児童虐待等の増加に伴い、社会的養護を必要とする子供も増えています。重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童への対応など、より困難なケース等について、民間との役割分担を踏まえながら、児童養護施設等の受入体制を充実し、きめ細かな支援を行うとともに、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる、養育家庭等の家庭的養護の拡充を図っていく必要があります。

（国の動向）

- 平成22年1月、国は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、税制抜本改革とともに、平成24年通常国会での法案提出に向けて、現在検討を進めています。
- また、平成22年11月に、待機児童解消を目指す「子ども・子育て新システム」の前倒し実施について検討する「待機児童ゼロ特命チーム」において、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」が取りまとめられ、平成23年度から実施されています。

【平成24年度の取組】

- 平成24年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを推進します**
- 2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します**
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを推進します

待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成24年度からの3か年で保育サービス利用児童数を24,000人分増加します。

<主な保育サービス>

(平成23年4月現在)

サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	178,955人
認証保育所	0歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	17,399人
認定こども園	幼稚園や保育所等のうち、保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能等を備え、認定基準を満たすことを都道府県知事が認定する施設	※1,880人
家庭的保育事業	乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者がその居宅等で保育を行う事業	1,646人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育する事業	206人

※ 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所利用児童を除く）の合計

主な事業展開

- ◎◎ 待機児童解消区市町村支援事業** 2,000百万円

 - ・ 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の实情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。
[補助率 1/2 (一定要件を満たす場合は、3/4等)]
- ◎◎ 認証保育所事業** 2,931百万円

 - ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、0歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。
- 保育所の施設整備費の支援による設置促進** 6,448百万円

 - ◎ マンション等併設型保育所設置促進事業** 121百万円

 - 賃借物件の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する認可保育所の設置を促進します。
[(規模) 10施設 (負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4
(一定要件を満たす場合は、国 2/3、区市町村 1/12、設置者 1/4)]
 - ・ **保育所緊急整備事業** 6,327百万円

 - 保育所の新設、増改築等による整備を支援します。
[(負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4
(一定要件を満たす場合は、国 2/3、区市町村 1/12、設置者 1/4)]

- ㊦〇 定期利用保育事業** **335 百万円**
 ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ㊦〇 定期借地権利用による認可保育所の整備促進【一部新規】** **79 百万円**
 ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の1/2を補助することにより、認可保育所の設置促進を図ります。〔貸付期間 10年以上〕
- 〇 所有地を活用した保育所の設置促進** —
 ・ 所有地の減額貸付けを行い、保育所の設置促進を図ります（「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- ㊦〇 家庭的保育事業【一部新規】** **831 百万円**
 ・ 保育を要する乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方（家庭的保育者）が自宅等で保育を行う家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
 ・ 家庭的保育者が補助員を雇用する際に必要な経費を支援し、保育の質の確保及び家庭的保育事業の定員拡大を図ります。
 ・ 複数の家庭的保育者が同一建物内等で相互支援を行いながら保育を行う共同実施型家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ㊦〇 認定こども園の設置促進** **（包括補助）**
 ・ 認定こども園の設置を促進するため、経営コンサルタントの活用や経営セミナーの開催など、各園の状況に応じたきめ細かな支援を区市町村が実施できるよう支援します。〔補助率 10/10（子供家庭支援区市町村包括補助事業）〕
- ㊦〇 社会福祉施設耐震化の推進（再掲 P91）** **759 百万円**
 ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
〔耐震診断 83 施設、耐震改修 58 施設〕
- ㊦〇 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P92）** **45 百万円**
 ・ 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
〔社会福祉施設等 284 施設〕
- ㊦〇 児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）【新規】（再掲 P92）** **4 百万円**
 ・ 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を強力に推進します。

㊦ 保育人材確保事業 75 百万円

- ・ 保育士 OB 等の有資格者等に対して、就職支援研修・就職相談会を一体的に実施するとともに、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行う「保育士再就職支援コーディネーター」を活用することで保育人材の確保を図ります。

[規模 6回×100人]

- ・ 保育士資格を有しながら、民間企業での勤務など多様なキャリアも有する人材の活用を促進するため、保育所勤務未経験者向け研修や現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。

[規模 10回×40人]

㊦ 認証保育所等運営指導・研修の充実 27 百万円

- ・ 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用し、開設後早期に運営指導を行います。
- ・ 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。

㊦ 事業所内保育の推進 373 百万円

- ・ 企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業等を支援します。

[平成 24 年度までに 150 事業所]

㊦ 病児・病後児保育事業の充実【一部新規】 9 百万円 包括補助

- ・ 駅前型病児保育事業【新規】 9 百万円
地域の保育施設と駅前に立地する病児保育施設との連携による児童の送迎など、病児保育事業のサービス向上による、効率的・効果的な手法を検証するためのモデル事業を実施します。

- ・ 病児・病後児保育ネットワーク事業 (包括補助)

病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコーディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育ネットワークの構築を支援します。 [子供家庭支援区市町村包括補助事業]

- ・ 病児・病後児ケア相談支援事業 (包括補助)

病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行います。 [子供家庭支援区市町村包括補助事業]

㊦ 都型学童クラブ事業 1,106 百万円

- ・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。新たに学校内に設置する場合は一定期間補助率を引き上げることで、学校内設置を促進します。

[(負担割合) 都 1/2、区市町村 1/2 ただし、新たに学校内に設置した場合は平成 24 年度まで都 3/4]

2 安心して子育てができるよう家庭を支援する取組を推進します

毎日の子育てが安全・安心にできるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

主な事業展開

- **妊婦健診の充実** 2,287 百万円
 - ・ 区市町村が行う妊婦健診事業にかかる費用の一部を補助することにより、妊娠中の方への健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。
[公費負担回数 14回]

- **地域子育て支援拠点整備費補助事業** 7 百万円
 - ・ 子育て相談、子育てサークルなどを実施し、地域における子育て支援の中心となる施設の整備を支援します。さらに、一時預かり事業を実施する施設については補助率を引き上げ、在宅で子育てをする家庭への支援を推進します。
[補助率 1/2 一時預かり事業を実施する施設については平成 24 年度まで 3/4]

- **「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成** 48 百万円
 - ・ 企業や NPO、大学、行政など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」が実施・運営するフォーラムやホームページなどを通じて、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進めるとともに、企業・NPO・自治体の協働に向けた基盤づくりを強化し、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。

- **不妊治療費の助成** 2,166 百万円
 - ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。

- **先天性代謝異常等検査の充実【新規】** 366 百万円
 - ・ 病気を早期に発見し障害を予防するため、生後5日から7日までの新生児に対して血液検査を行うマス・スクリーニング検査について、タンデムマス法による検査を新たに導入し、対象疾患をこれまでの6疾患から19疾患に拡充します。

3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設や養育家庭など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭に対する就労促進策を拡充し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

㊦ 区市町村の虐待対応力向上支援 (包括補助)

- 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターの配置や、虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

㊦ 区市町村相談対応力の強化 (包括補助)

- 子育てに関わる相談を担う子供家庭支援センターの対応力をより一層強化するため、専門的な見地から助言・指導を行うスーパーバイザーを活用する区市町村を支援するとともに、身近な支援拠点である子育てひろばの体制等を強化します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

㊦ 子供家庭総合センターの整備 2,198 百万円

- 児童相談所の機能を充実強化するとともに、福祉保健、教育、警察が連携し、子供と家庭を総合的に支援する拠点として子供家庭総合センターを開設します。

[平成 24 年度中 開設予定]

<子供家庭総合センター>

<p style="text-align: center;">中央児童相談所機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇スーパーバイズ機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域児童相談所における複雑困難事例への対応支援 〇心理的・医療的ケアが必要な親子への援助 <ul style="list-style-type: none"> ・親子のサポートステーションを設置し、虐待で分離した家族の再統合支援等を強化 〇人材育成機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の専門性向上により地域全体の対応力を強化 	<p style="text-align: center;">福祉保健・教育・警察 各相談機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇総合相談体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・3機関が連携して対応する総合電話相談窓口を開設 〇専門支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待・不登校・非行等が複雑に絡み合った困難事例を、3機関の専門性を活かして支援 〇地域支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・3機関のノウハウや連携の成果を地域の関係機関に提供し、地域における相談対応力を強化 	<p style="text-align: center;">豊かな親子関係の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇児童会館から機能移転し、地域の児童館を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・遊びのデータベース化や出前講座の実施 ・児童館等職員への研修やシンポジウムの実施などによる人材の育成
		<p style="text-align: center;">一時保護所の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇一時保護の増加傾向を踏まえた体制整備

○ 子育てスタート支援事業 (包括補助)

- ・ 家族等から出産後のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、病産院での分娩退院後一定期間の宿泊ケアやデイケアを行い、妊娠中から出産後まで、切れ目なく支援することにより、虐待の未然防止を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 医療機関における虐待対応力強化事業 3百万円

- ・ 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

●○ 児童養護施設の治療的・専門的支援体制の強化 682百万円

- ・ 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の規模を拡大するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。[専門機能強化型児童養護施設 42 か所]

●○ 石神井学園キャンパスの再編整備 5百万円

- ・ 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築を行うための基本計画を策定するとともに、児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 乳児院の医療体制整備事業【新規】 31百万円

- ・ 乳児院に看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制を整備します。

○ 社会的養護における自立支援の強化【一部新規】 41百万円

- ・ 児童養護施設退所者等の就業支援事業 18百万円
職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。

- ・ 自立支援強化事業 23百万円

児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。

○ 児童養護施設等生活向上のための環境改善事業 14百万円

- ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。

- **児童養護施設等の整備** **959 百万円**
 - ・ 社会的養護に必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設等の新設、改築等を支援します。

- **児童相談所一時保護所の充実** **796 百万円**
 - ・ 墨田児童相談所の移転改築や立川児童相談所の一時保護所の移転改築により、一時保護所の整備を着実に進めます。
[立川：平成 24 年度 墨田：平成 25 年度 開設予定]

- **養育家庭への支援の拡充【一部新規】** **151 百万円**
 - ㊦ **里親支援機関の拡充** **76 百万円**
 - 社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関の設置を拡充し、夜間土日養育相談対応や定期巡回訪問などを試行的に行うことにより、里親委託を総合的に推進する体制を強化します。
[3 箇所→11 箇所]
 - ・ **里親支援専門相談員の配置** **75 百万円**
 - 里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置します。

- **ひとり親家庭等に対する就業支援** **926 百万円**
 - ・ **ひとり親家庭等の在宅就業支援事業** **489 百万円**
 - ひとり親等を対象とした在宅就業サポートセンター（「はあと立川」）において、在宅就業の情報収集・発信、仕事と家庭の両立にかかる専門相談や職業能力開発を行います。また、在宅就業に向けた能力開発や仕事の斡旋等を行う区市を支援します。
[実施主体 都・区市]
 - ・ **高等技能訓練促進費** **409 百万円**
 - 母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して母子家庭の自立促進を行う区市を支援します。
 - ㊦ **ひとり親家庭等就職コーディネート事業** **28 百万円**
 - 個別就業相談窓口「T-hop」において、就職前後のフォローをきめ細かく行うとともに、必要に応じて戸別訪問等を行い、ひとり親の社会的自立を促します。